



【演習】グループワーク

インターバルの整理



かびやパンダ
令和7年度
相談支援現任研

社会福祉法人 大乘福祉会
相談支援事業所フロントライン
主任相談支援専門員 藤井 知佳

TEL:070-7579-9972 MAIL:soudanfrontline@gmail.com

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

1



インターバルの整理

60分	内容	やること
5分	説明	インターバル報告書①(テキスト p 248)
20分	整理 (個人ワーク)	講義や実践報告・検討から得られた支援の気づきや助言についてインターバル報告書①に整理する
35分	発表 まとめ	インターバルで取り組む内容やセルフチェックでの気づきをグループで共有する 1人3分程度で発表 - FTは2分程度で助言

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

2



インターバルの整理 個人ワーク



インターバル報告書①

1. インターバルで取り組む内容や基幹相談支援センター等の共有方法

①自己の振り返りや実践報告・検討を通して確認された支援者自身の気づき・グループメンバーからの助言

②インターバル期間で行う取り組み内容

③②について基幹相談支援センター等との共有方法や必要とする助言(アポイントも含む)

・助言を参考にして整理

- ・助言等をもとに優先順位をつけて、1か月程度でできるものを記入。
- ・取り組むことを**具体的**に記入。

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

3



記録は スプレッドシート

2日目演習シート①

演習① 事例報告・検討		演習② グループワークインターバルの整理			
A.検討してもらいたい課題	B.検討課題に対して具体的な支援方法	C.自己の振り返りや実践報告・検討を通して確認された支援者自身の気づき	D.インターバル期間で行う取り組み内容	E.Dについて基幹相談支援センター等との共有方法や必要とする助言	F.今日の研修での振り返り・気づきなど
例 検討したい内容を具体的に する。	報告者は意見を述べ、ここに記載していく。 具体的な支援方法を検討する。 意見などが出なくなれば、感想や印象を述べる。	Bより提案された内容から自身が気づいた ことを記入して、共有を行う。	Dの中から、取り組めそうな支援について 助言。 具体的にどのように取り組むかをまとめる。 (インターバル報告書①)	ファシリテーターから助言。	今日の研修での振り返り・気づきなど 今日の講義や演習などでの気づきを記入 して、共有を行う。
1					
2					

記録はスプレッドシート内のご自身の枠に
お願いしてください。
記入がおわりましたら、共有します。
その後でFTより助言をお願いいたします。

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

4



インターバルの整理 グループワーク



インターバル報告書①

1 インターバルで取り組む内容や基幹相談支援センター等の共有方法
①自己の振り返りや実践報告・検討を通して確認された支援者自身の気づき・グループメンバーからの助言
②インターバル期間で行う取り組み内容
③②について基幹相談支援センター等との共有方法や必要とする助言(アポイントも含む)

1人3分程度で発表

ファシリテーターからの助言を記入

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

5



インターバルで取り組む 課題実習の目的

- 相談支援専門員は、経験を積み重ねても自己の振り返りが必要な業務です。
- 研修時に自己の振り返りと他者からの助言・指導を受ける機会をもつ。
- 研修の合間に実地での課題実習として、基幹相談支援センター等に出向いての研修を組み合わせることで、研修後も継続して助言等が受けられる場面を作る。

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

6



インターバル期間に 取り組む内容

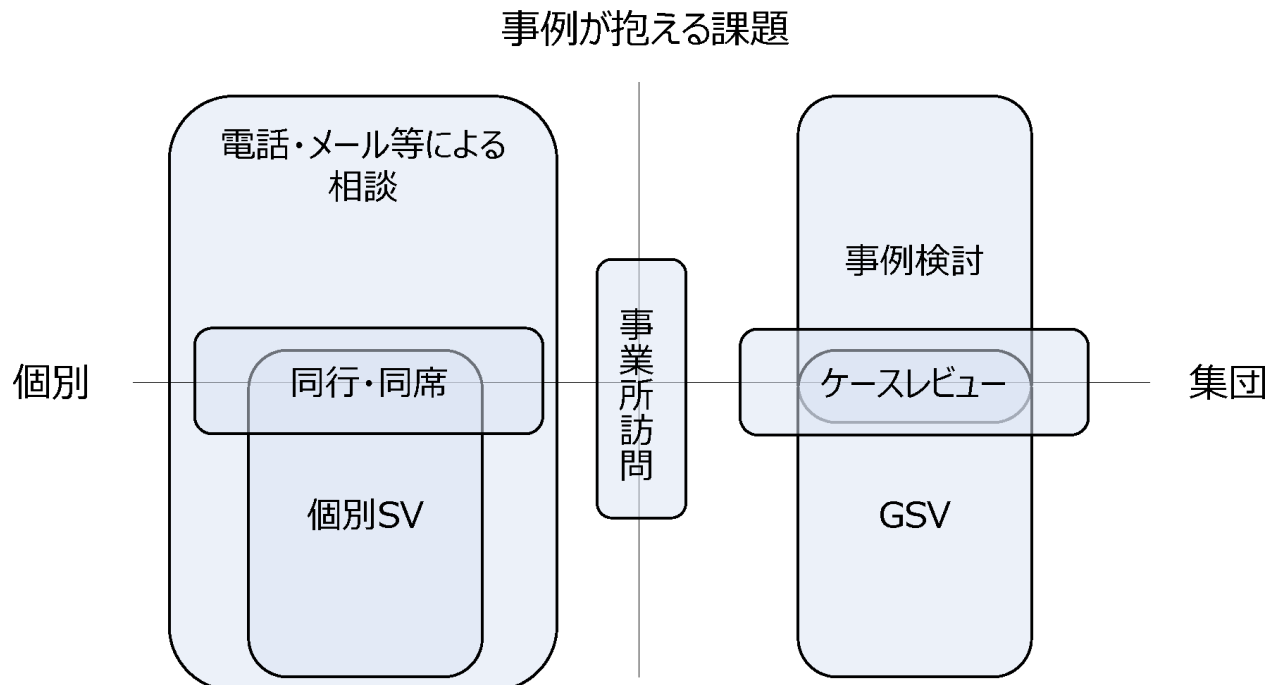
- ① 演習で整理された支援について具体的にどのように行うかの検討、支援を実際に行ってみたことの共有および助言を得る。
- ② 自立支援協議会の部会などに参加し、社会資源など現在の地域の状況を把握する。基幹相談支援センター等で自立支援協議会の実情について学ぶ。

参考:障害者相談支援従事者
研修テキスト(現任研)

CHIKA FUJII @ OONORIFUKUSHIKAI social welfare juridical person

7

OJTの見取り図案ver1





基幹相談支援センター と協働していく意義

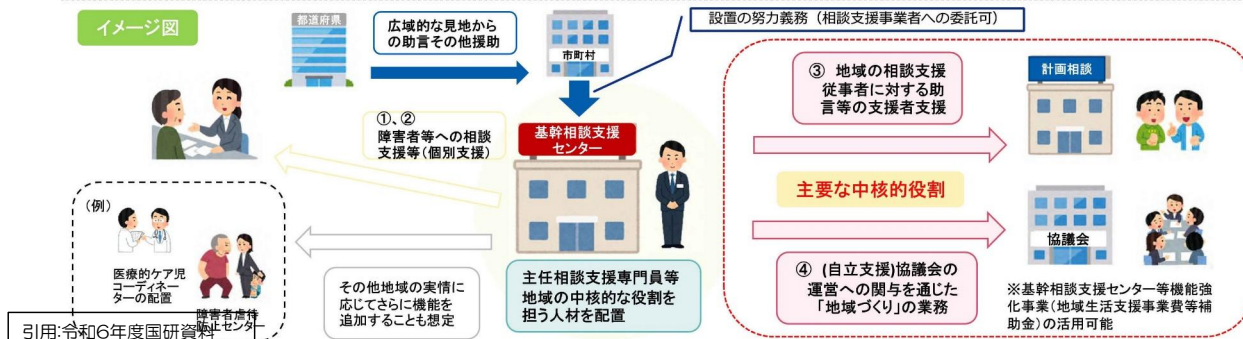
基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるもの**とする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する業務**)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



9



継続的な学習(実地研修)

- インターバルにおいて、基幹相談支援の相談支援専門員と共に実践をふりかえる。
- 実地研修(OJT)を活用し、研修後も継続して助言等を受けることが出来る機会をつくる。
- 自らの実践をふりかえることで、実際の支援においても柔軟に対応できる。